

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和3年5月10日

堺市議会議長 宮本 恵子 様

議員氏名 的場 慎一



堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和2年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270,000円×12カ月 = 3,240,000円
2 その他	0	自己資金
収 入 合 計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調査研究費	0	0	
研修費	0	0	
要請・陳情活動費	0	0	
会議費	0	0	
資料作成費	0	0	
資料購入費	0	0	
広報・広聴費	718,323	718,323	
人件費	831,600	831,600	
事務・事務所費	1,297,166	1,297,166	
支 出 合 計	2,847,089	2,847,089	

様式第14号 (第7条関係)

令和2年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 的 場 慎 一

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
(広報・広聴費)	4/1~3/31	市政レポートを作成し泉北鉄道各駅にて配布した。(まとばジャーナル)約1,000部。 泉北ニュータウン中心にポスター約46,000部。 泉北ニュータウン中心に郵送約2,000部
(人件費)	4/1~3/31	市政に関する調査研究および市政相談を行う為事務員を雇用した。
(事務・事務所費)	4/1~3/31	市政に関する調査研究、市政相談を行う為南区深阪南にて事務所を借り上げた。

様式第10号(第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2.4.8	1		2,376	-2,376	事務所 PC・機サビス契約代金 3月分	⑨	
2.4.10	2	810,000		807,624	政務活動費 4~6月分 受け入れ		
2.4.24	3		4,852	802,772	4月分電話代及びインターネット使用料	⑨	
2.4.24	4		64,000	738,772	5月分事務所賃借料	⑨	
2.4.24	5		13,600	725,172	5月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
2.4.24	6		4,911	720,261	4月分電気代	⑨	
2.4.24	7		71,280	648,981	4月分人件費	⑧	
2.4.30	8		19,980	629,001	自動車リース代金 第57回目リース料	⑨	
月 計		810,000	180,999				
累 計		810,000	180,999	629,001			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名、的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2.6.1	15		19,980	456,531	自動車リース代金 第58回目リース料	⑨	
2.6.10	16		2,376	454,155	事務所 コピ機サビス契約代金 5月分	⑨	
2.6.25	17		13,600	440,555	7月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
2.6.25	18		64,000	376,555	7月分事務所賃借料	⑨	
2.6.25	19		4,950	371,605	6月分電話代及びインターネット使用料	⑨	
2.6.25	20		2,894	368,711	6月分電気代	⑨	
2.6.25	21		36,960	331,751	6月分人件費	③	
2.6.30	22		19,980	311,771	自動車リース代金 第59回目リース料	⑨	
月 計			164,740				
累 計		810,000	498,229	311,771			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2.7.10	23		2,376	309,395	事務所 PC・機カ・ヒス契約代金 6月分	⑨	
		810,000		1,119,395	政務活動費 7~9月分 受け入れ		
2.7.16	24		966	1,118,429	事務所消耗品購入代金	⑨	
2.7.16	25		2,006	1,116,423	事務所衛生消耗品購入代金	⑨	
2.7.17	26		3,368	1,113,055	7月分電気代	⑨	
2.7.17	27		4,852	1,108,203	7月分電話代及びインターネット使用料	⑨	
2.7.22	28		30,800	1,077,403	7月分人件費	⑧	
2.7.31	29		13,600	1,063,803	8月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
2.7.31	30		64,000	999,803	8月分事務所賃借料	⑨	
2.7.31	31		19,980	979,823	自動車リース代金 第60回目リース料	⑨	
月 計		810,000	141,948				
累 計		1,620,000	640,177	979,823			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2.11.10	53		35,039	1,320,055	事務所 コピー機サービス契約代金 10月分	⑨	
2.11.11	54		125,535	1,194,520	市政報告チラシ郵送代金	⑦	
2.11.11	55		440	1,194,080	駅立ち 駐車場代金(泉ヶ丘駅)	⑦	
2.11.21	56		3,451	1,190,629	11月分 電気代	⑨	
2.11.21	57		4,922	1,185,707	11月分 電話代及びインターネット使用料	⑨	
2.11.25	58		92,400	1,093,307	11月分 人件費	⑧	
2.11.27	59		64,000	1,029,307	12月分事務所賃借料	⑨	
2.11.27	60		13,600	1,015,707	12月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
月 計			339,387				
累 計		2,430,000	1,414,293	1,015,707			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

様式第10号(第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2.12.8	61		160	1,015,547	駅立ち 駐車場代金 (光明池)	⑦	
2.12.10	62		2,376	1,013,171	事務所 コピー機リース契約代金 11月分	⑨	
2.12.10	63		278,208	734,963	市政報告チラシ 郵送料代金	⑦	
2.12.22	64		240	734,723	駅立ち 駐車場代金 (光明池)	⑦	
2.12.24	65		320	734,403	駅立ち 駐車場代金 (梅)	⑦	
2.12.25	66		4,908	729,495	12月分 電話代及びインターネット使用料	⑨	
2.12.25	67		3,012	726,483	12月分 電気代	⑨	
2.12.25	68		86,240	640,243	12月分 人件費	⑧	
2.12.25	69		13,600	626,643	R3.1月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
2.12.25	70		64,000	562,643	R3.1月分事務所賃借料	⑨	
月 計			453,064				
累 計		2,430,000	1,867,357	562,643			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.1.8	71		2,376	560,267	事務所 コピー機サービス契約代金 12月分	⑨	
3.1.8	72		298,232	262,035	市政報告デザイン費・印刷代金	⑦	
3.1.8	73	810,000		1,072,035	政務活動費 1~3月分 受け入れ		
3.1.22	74		4,778	1,067,257	1月分 電話代及びインターネット使用料	⑨	
3.1.22	75		3,982	1,063,275	1月分 電気代	⑨	
3.1.25	76		86,240	977,035	1月分 人件費	⑧	
3.1.29	77		64,376	912,659	2月分事務所賃借料 及び 水道代	⑨	
3.1.29	78		13,600	899,059	2月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
月 計		810,000	473,584				
累 計		3,240,000	2,340,941	899,059			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.3.10	85		2,376	691,534	事務所 コピー機サービス契約代金 2月分	⑨	
3.3.25	86		64,100	627,434	4月分事務所賃借料及び水道代	⑨	
3.3.25	87		13,600	613,834	4月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
3.3.25	88		104,720	509,114	3月分 人件費	⑧	
3.3.26	89		3,538	505,576	3月分 電気代	⑨	
3.3.26	90		4,765	500,811	3月分 電話代 及びインターネット使用料	⑨	
3.3.31	91		107,900	392,911	事務所 タブレット、付属品購入代金	⑨	
月 計			300,999				
累 計		3,240,000	2,847,089	392,911			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第13号 (第6条関係)

備 品 台 帳

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 的場 慎一

購入年月日	品 名	形 質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2021.3.31	i P a d P r o		115,280 円	92,224 円 (按分率 80%)	5 年	2026.3.31	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

的場 慎一

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	平成31年 4月 1日 ~ 平成32年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	35時間 / 月 (1日 7時間 × 5日 / 月)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,000円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (月勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 28 時間 (月勤務時間数) 35 時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考			



※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		TEL <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px;"></div>
下記の条件で契約します。		
雇用期間	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで	
就業場所	堺市南区深阪南 342-12 まとは慎一事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 政党活動関係事務	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9 時 00 分から 午前・午後 5 時 00 分まで (うち、休憩時間は 12 時から 13 時まで)	
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇	
給与 (賃金)	時給 1,000 円	
給与支払	毎月 20 日締め切り、25 日支払	
給与振込先	現金支払	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">平成 31 年 3 月 31 日</p> <p style="text-align: center;">雇用者 堺市議会議員 的場 慎一 </p> <p style="text-align: center;">被雇用者 </p>		

出 勤 簿 (令和2年 3月)

氏名： ██████████

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	日					
2日	月	9:00	17:00	7:00		
3日	火	9:00	17:00	7:00		
4日	水	9:00	17:00	7:00		
5日	木	9:00	17:00	7:00		
6日	金	9:00	17:00	7:00		
7日	土					
8日	日					
9日	月	9:00	17:00	7:00		
10日	火	9:00	17:00	7:00		
11日	水	9:00	17:00	7:00		
12日	木	9:00	17:00	7:00		
13日	金	13:00	17:00	4:00		
14日	土					
15日	日					
16日	月	9:00	17:00	7:00		
17日	火	9:00	17:00	7:00		
18日	水	9:00	17:00	7:00		
19日	木	9:00	17:00	7:00		
20日	金					20日締め 126h
21日	土					
22日	日					
23日	月	9:00	17:00	7:00		
24日	火	9:00	17:00	7:00		
25日	水	9:00	17:00	7:00		
26日	木	9:00	17:00	7:00		
27日	金	9:00	17:00	7:00		
28日	土					
29日	日					
30日	月	9:00	17:00	7:00		
31日	火	9:00	17:00	7:00		
計				144h	:	
出勤日数						21日



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

的場 慎一

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和2年 4月 1日 ~ 令和3年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	35時間 / 月 (1日 7時間× 5日 / 月)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,100円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (月勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 28時間 (月勤務時間数) 35時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他() ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1/2
政務活動+後援会活動+政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	堺市 	TEL

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和 2年 4月 1日から 令和 3年 3月 31日まで
就業場所	堺市南区深阪南 342-12 まとは慎一事務所
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 政党活動関係事務
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時00分から 午前・午後 5時00分まで (うち、休憩時間は12時から13時まで)
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇
給与(賃金)	時給 1,100円
給与支払	毎月20日締め切り、25日支払
給与振込先	現金支払

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和2年 3月 31日

雇用者 堺市議会議員 的場 慎一

被雇用者



出勤簿（令和2年 4月）

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	水					
2日	木					
3日	金					
4日	土					
5日	日					
6日	月					
7日	火					
8日	水					
9日	木	9:00	17:00	7:00		
10日	金	13:00	17:00	4:00		
11日	土					
12日	日					
13日	月					
14日	火					
15日	水					
16日	木	9:00	17:00	7:00		
17日	金	9:00	17:00	7:00		
18日	土					
19日	日					
20日	月	9:00	17:00	7:00		20日締 81h
21日	火					
22日	水	9:00	17:00	7:00		
23日	木	9:00	17:00	7:00		
24日	金	9:00	17:00	7:00		
25日	土					
26日	日					
27日	月					
28日	火	9:00	17:00	7:00		
29日	水					
30日	木	9:00	17:0	7:00		
合計				67h	:	
出勤日数				10日		



参考様式第5号

出勤簿（令和2年 5月）

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	金					
2日	土					
3日	日					
4日	月					
5日	火					
6日	水					
7日	木	9:00	17:00	7:00		
8日	金					
9日	土					
10日	日					
11日	月	9:00	17:00	7:00		
12日	火	9:00	17:00	7:00		
13日	水					
14日	木	9:00	17:00	7:00		
15日	金	9:00	17:00	7:00		
16日	土					
17日	日					
18日	月					
19日	火					
20日	水					20日締 70h ✓
21日	木					
22日	金	9:00	17:00	7:00		
23日	土					
24日	日					
25日	月					
26日	火					
27日	水					
28日	木	13:00	17:00	4:00		
29日	金					
30日	土					
31日	日					
合計				46:00h/		
出勤日数					7日/	



出勤簿（令和2年 6月）

氏名： ██████████

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	月					
2日	火					
3日	水					
4日	木	9:00	17:00	7:00		
5日	金					
6日	土					
7日	日					
8日	月					
9日	火					
10日	水	14:00	17:00	3:00		
11日	木					
12日	金	9:00	17:00	7:00		
13日	土					
14日	日					
15日	月					
16日	火					
17日	水					
18日	木	9:00	17:00	7:00		
19日	金	9:00	17:00	7:00		
20日	土					20日締 42h
21日	日					
22日	月					
23日	火					
24日	水					
25日	木	9:00	17:00	7:00		
26日	金					
27日	土					
28日	日					
29日	月					
30日	火					
合計				38:00h	:	
出勤日数						6日



出勤簿（令和2年 7月）

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	水					
2日	木					
3日	金	9:00	17:00	7:00		
4日	土					
5日	日					
6日	月					
7日	火					
8日	水					
9日	木					
10日	金	9:00	17:00	7:00		
11日	土					
12日	日					
13日	月					
14日	火					
15日	水					
16日	木	9:00	17:00	7:00		
17日	金	9:00	17:00	7:00		
18日	土					
19日	日					
20日	月					20日締め 35h
21日	火					
22日	水					
23日	木					
24日	金					
25日	土					
26日	日					
27日	月					
28日	火					
29日	水					
30日	木	9:00	17:00	7:00		
31日	金	9:00	17:00	7:00		
合計				42:00h	:	
出勤日数						6日



出 勤 簿 (令和2年 8月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	土					
2日	日					
3日	月					
4日	火					
5日	水					
6日	木	9:00	17:00	7:00		
7日	金	9:00	17:00	7:00		
8日	土					
9日	日					
10日	月					
11日	火	9:00	12:00	3:00		9:00 12:00
12日	水					
13日	木					
14日	金					
15日	土					
16日	日					
17日	月					
18日	火					
19日	水					
20日	木	9:00	17:00	7:00		20日締分 38h
21日	金	9:00	17:00	7:00		
22日	土					
23日	日					
24日	月					
25日	火					
26日	水					
27日	木					
28日	金	9:00	17:00	7:00		
29日	土					
30日	日					
31日	月					
合計				38:00h	:	
出勤日数						6日



出勤簿（令和2年 9月）

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	火					
2日	水					
3日	木	9:00	17:00	7:00		
4日	金	9:00	17:00	7:00		
5日	土					
6日	日					
7日	月					
8日	火					
9日	水					
10日	木	9:00	17:00	7:00		
11日	金	9:00	17:00	7:00		
12日	土					
13日	日					
14日	月					
15日	火					
16日	水					
17日	木	9:00	17:00	7:00		
18日	金	9:00	17:00	7:00		
19日	土					
20日	日					20日締め 56h
21日	月					
22日	火					
23日	水					
24日	木	9:00	17:00	7:00		
25日	金	9:00	17:00	7:00		
26日	土					
27日	日					
28日	月					
29日	火					
30日	水					
合計				56:00h	:	
出勤日数						8日



出勤簿（令和2年 10月）

氏名： ██████████

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	木	9:00	17:00	7:00		
2日	金	9:00	17:00	7:00		
3日	土					
4日	日					
5日	月					
6日	火	9:00	17:00	7:00		
7日	水					
8日	木	9:00	17:00	7:00		
9日	金	9:00	17:00	7:00		
10日	土					
11日	日					
12日	月					
13日	火					
14日	水					
15日	木	9:00	17:00	7:00		
16日	金	9:00	17:00	7:00		
17日	土					
18日	日					
19日	月					
20日	火	9:00	17:00	7:00		20日締め 70h
21日	水					
22日	木	9:00	17:00	7:00		
23日	金	9:00	17:00	7:00		
24日	土					
25日	日					
26日	月					
27日	火	9:00	17:00	7:00		
28日	水					
29日	木	9:00	17:00	7:00		
30日	金	9:00	17:00	7:00		
31日	土					
合計				91:00h		
出勤日数					13日	



出勤簿（令和2年 11月）

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	日					
2日	月					
3日	火					
4日	水	9:00	17:00	7:00		
5日	木	9:00	17:00	7:00		
6日	金	9:00	17:00	7:00		
7日	土					
8日	日					
9日	月					
10日	火	9:00	17:00	7:00		
11日	水					
12日	木	9:00	17:00	7:00		
13日	金	9:00	17:00	7:00		
14日	土					
15日	日					
16日	月	9:00	17:00	7:00		
17日	火	9:00	17:00	7:00		
18日	水					
19日	木	9:00	17:00	7:00		
20日	金	9:00	17:00	7:00		20日締 105h
21日	土					
22日	日					
23日	月					
24日	火	9:00	17:00	7:00		
25日	水	9:00	17:00	7:00		
26日	木	9:00	17:00	7:00		
27日	金	9:00	17:00	7:00		
28日	土					
29日	日					
30日	月					
合計				98h		
出勤日数					14日	



出勤簿 (令和2年 12月)

氏名 : XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	火	9:00	17:00	7:00		
2日	水					
3日	木	9:00	17:00	7:00		
4日	金	9:00	17:00	7:00		
5日	土					
6日	日					
7日	月	9:00	17:00	7:00		
8日	火	9:00	17:00	7:00		
9日	水					
10日	木	9:00	17:00	7:00		
11日	金	9:00	17:00	7:00		
12日	土					
13日	日					
14日	月	9:00	17:00	7:00		
15日	火					
16日	水	9:00	17:00	7:00		
17日	木	9:00	17:00	7:00		
18日	金					
19日	土					
20日	日					20日締め 98h
21日	月					
22日	火	9:00	17:00	7:00		
23日	水					
24日	木	9:00	17:00	7:00		
25日	金	9:00	17:00	7:00		
26日	土					
27日	日					
28日	月	9:00	17:00	7:00		
29日	火					
30日	水					
31日	木					
合計				98h	:	
出勤日数						14日



出勤簿（令和3年 1月）

氏名： XXXXXXXXXX

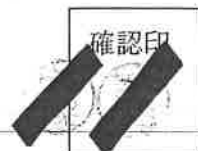
日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	金					
2日	土					
3日	日					
4日	月					
5日	火	9:00	17:00	7:00		
6日	水	9:00	17:00	7:00		
7日	木	9:00	17:00	7:00		
8日	金	9:00	17:00	7:00		
9日	土					
10日	日					
11日	月					
12日	火	9:00	17:00	7:00		
13日	水					
14日	木	9:00	17:00	7:00		
15日	金	9:00	17:00	7:00		
16日	土					
17日	日					
18日	月	9:00	17:00	7:00		
19日	火	9:00	17:00	7:00		
20日	水	9:00	17:00	7:00		20日締め 98h
21日	木					
22日	金	9:00	17:00	7:00		
23日	土					
24日	日					
25日	月	9:00	17:00	7:00		
26日	火					
27日	水	9:00	17:00	7:00		
28日	木	9:00	17:00	7:00		
29日	金	9:00	17:00	7:00		
30日	土					
31日	日					
合計				105h	:	
出勤日数						15日



出勤簿（令和2年 2月）

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	月	9:00	17:00	7:00		
2日	火	9:00	17:00	7:00		
3日	水	9:00	17:00	7:00		
4日	木	9:00	17:00	7:00		
5日	金					
6日	土					
7日	日					
8日	月	9:00	17:00	7:00		
9日	火	9:00	17:00	7:00		
10日	水	9:00	17:00	7:00		
11日	木	9:00	17:00	7:00		
12日	金	9:00	17:00	7:00		
13日	土					
14日	日					
15日	月	9:00	17:00	7:00		
16日	火	9:00	17:00	7:00		
17日	水	9:00	17:00	7:00		
18日	木	9:00	17:00	7:00		
19日	金	9:00	17:00	7:00		
20日	土					20日締め 133h
21日	日					
22日	月					
23日	火					
24日	水	9:00	17:00	7:00		
25日	木	9:00	17:00	7:00		
26日	金					
27日	土					
28日	日					
合計				112h	:	
出勤日数						16日



出勤簿（令和3年 3月）

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	月	9:00	17:00	7:00		
2日	火	9:00	17:00	7:00		
3日	水	9:00	17:00	7:00		
4日	木	9:00	17:00	7:00		
5日	金	9:00	17:00	7:00		
6日	土					
7日	日					
8日	月	9:00	17:00	7:00		
9日	火	9:00	17:00	7:00		
10日	水	9:00	17:00	7:00		
11日	木	9:00	17:00	7:00		
12日	金	9:00	17:00	7:00		
13日	土					
14日	日					
15日	月	9:00	17:00	7:00		
16日	火	9:00	17:00	7:00		
17日	水	9:00	17:00	7:00		
18日	木	9:00	17:00	7:00		
19日	金	9:00	17:00	7:00		
20日	土					20日締め 119h
21日	日					
22日	月					
23日	火	9:00	17:00	7:00		
24日	水	9:00	17:00	7:00		
25日	木	9:00	17:00	7:00		
26日	金	9:00	17:00	7:00		
27日	土					
28日	日					
29日	月	9:00	17:00	7:00		
30日	火	9:00	17:00	7:00		
31日	水	9:00	17:00	7:00		
計				154h	:	
出勤日数						22日



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名


的場 慎一

管理責任者 (議員名)	的場 慎一		
事務所名	まとは慎一事務所		
所在地	〒590-0103 堺市南区深阪南 342-12 <div style="text-align: right;">TEL 072 (230) 1887</div>		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 日生ハウジング(株))		
	他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 私的使用	
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所 (政党関連の物品等も置いている)	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	27 m ²	賃借料	月額 80,000 円 (政務活動費充当額 64,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間による 月 105 時間のうち 84 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・ 80% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・ 80% <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・ 80% <input checked="" type="checkbox"/> その他 (北機サービス契約代金)・・・ 80%	
	駐車場 賃借料	80%	月額 17,000 円 (政務活動費充当額 13,600 円)
	【所在地】 堺市南区深阪南 340-1 駐車場区画番号 XXXXXXXXXX		
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。



建物賃貸借契約書(事業用)

物件名 堺市南区深阪南342-12 

契約締結日 平成25年10月10日

賃貸借期間 平成25年10月11日

~
平成27年9月30日

貸主 

借主 的場 慎一

建 物 賃 貸 借 契 約 書

当事者	貸主	[REDACTED]		
	借主	的場 慎		
	使用者	的場 慎		
	管理者	日生ハウジング株式会社		
賃貸物件	名称	東野店舗		
	所在地	(住居表示) 堺市南区深阪南342-12		
	構造	鉄骨造陸屋根3階建	種別	事業用
	間取り	1階店舗部分ワンフロア	面積	1階登記記録面積 39.37 m ² のうち 約27 m ²
賃貸借内容	使用目的	事務所		
	賃貸借期間	平成 25 年 10 月 11 日 から 平成 27 年 9 月 30 日 までとする		
	更新	本契約書第 3 条但し書きの通りとする		
	賃料	(月額) ¥80,000-	駐車場代金	駐車場無し
	礼金	(一時金)¥[REDACTED]	敷金	-
	火災保険料	(2年毎更新) 借主にて加入	賃貸保証料	-
	貸主の指定する賃料等の振込口座	金融機関名: りそな銀行 口座番号: 普通口座 [REDACTED]	本支店名: 泉北とが支店 口座名義: 日生ハウジング 三好 明	※家賃等の振込料は借主の負担とする フリガナ: ニッセイハウジングミヨシアキラ
特約事項	1. 本物件は、貸主と日生ハウジング(株)との間で建物管理委託契約を締結しております。借主は、賃料の支払い、各種通知、承認、協議、申し立て、要望事項は管理者たる日生ハウジング(株)に行うものとします。			
	2. 本物件は、平成 25 年 10 月 5 日にご内覧頂きました、現状でのお引渡しとなります。契約開始後に設置したキッチンセットやエアコン等の造作物は、退去する際には借主の費用負担にて撤去し、原状復帰する必要があります。			
	3. 水道料金は貸主にて子メーターでの検針を行います。2か月毎に貸主より請求された金額を直接支払うものとする。			
鍵受渡し	※別途、鍵受領書にて対応			

貸主と借主は、以下の通り建物賃貸借に関する契約を締結する。

(第1条) 物件の表示

賃貸借の目的物件（以下、「本物件」という）は標記の通りとする。

(第2条) 使用目的

借主は本物件を標記の目的にのみ使用する。

(第3条) 契約期間

賃貸借の期間は標記の通りとする。但し、賃貸借期間満了日の6ヶ月前までに貸主または借主から何らの申し出がないときは、更に1年間契約が更新されたものとし、以後も同様とする。

(第4条) 善管注意義務

1. 借主は、善良なる管理者の注意をもって本物件を使用しなければならない。
2. 借主は、自己又は借主の同居者の責に帰すべき事由により、本物件及び共同施設等を破損又は滅失させた時、これを原状に回復し又は貸主へ損害を賠償しなければならない。

(第5条) 賃料及び管理費(共益費)

賃料及び管理費は標記の通りとし、毎月月末迄に翌月分を貸主の指定する方法により支払う。尚、賃貸借開始日の属する月の賃料・管理費は日割計算（開始日は期間に算入し1円未満の端数はこれを切捨てる）とし、賃貸借終了日の属する月賃料・管理費は借主が1ヶ月分を負担する。但し、第13条第3項又は第14条の規定により賃貸借が終了する場合は日割計算で精算する。振込料等、支払いに要する費用は借主の負担とする。

(第6条) 敷金

1. 借主は、本契約に基づく賃料支払義務・損害賠償義務その他の債務を担保するため、敷金として標記の金額を契約締結と同時に貸主に預託する。なお、敷金には利息を付さない。
2. 借主が、賃料等の支払を延滞し、または貸主に対する損害賠償があるときは、貸主は任意に敷金をもって借主の債務の弁済に充当することができる。但し、貸主は敷金から差引く債務の額の内訳を借主に明示しなければならない。尚、これにより敷金に不足が生じた場合、借主は直ちに不足額を補填しなければならない。また賃貸借中、借主は敷金をもって賃料その他この契約に基づく借主の債務の弁済に充当することを主張することはできない。
3. 敷金は、賃貸借が終了し借主が本物件を明渡した場合に、借主の負担すべき債務の完済を確認後速やかに返還するものとする。但し、本物件の明渡し時に、賃料等の滞納・自然損傷以外（故意・過失等）の原状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生じる借主の債務が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができるものとする。尚、差し引きする債務が発生した場合、貸主は借主にその内訳を明示しなければならない。
4. 上記差し引きの額が敷金を超える金額となった場合は、借主は別途実費での精算を行うものとする。
5. 借主は賃貸借の終了にあたり、公共料金（電気・ガス・水道等）の精算・本物件の明渡しを完了した（入居時に受け取った鍵の返還）後でなければ敷金の返還を受けることができない。
6. 借主は敷金の返還請求権について第三者に譲渡し、あるいは担保差し入れ等を行ってはならない。

(第7条) 礼金

標記に礼金の定めがある場合、借主は本契約締結と同時に礼金として標記金額を貸主に支払うものとする。尚、この礼金は借主に返還しないものとする。

(第8条) 賃料及びその他の変更

1. 貸主または借主は次のいずれかに該当する場合で、その必要が認められる場合は、賃料・共益費・駐車料金及び敷金（保証金）等の額の改定を協議のうえ行うことができる。
 - ① 物価及び近隣の建物賃料等に変動が生じたとき。

- ② 集合住宅としての管理費が改定されたとき。
 - ③ 建物の維持管理費用・火災保険料・地代及び公租公課等に変動が生じたとき。
 - ④ 建物に改良が施されたとき。
2. 貸主または借主は前項の変更をしようとするときは、変更をしようとする日の2ヶ月前迄に変更の理由・期日・変更後の金額等を書面をもって相手方に通知しなければならない。
3. 前項における賃料等の改定が立会人の労務により成立した場合、増額の場合貸主が、減額の場合借主が立会人に対し報酬を支払う。当規定は貸主または借主の依頼によるその他の立会人の労務についても準用する。

(第9条) 遅滞損害金

貸主または借主が本契約により生じる金銭債務の履行を遅滞したときは、年利14%の割合による遅延損害金を付して相手方に支払う。

(第10条) 貸主の承諾を必要とする事項

借主は次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を書面をもって届け出、貸主の承諾を得なければならない。

- ① 本契約書の入居者氏名の項に記載された以外の者を同居させようとするとき。(出生は除外)
- ② 居住者全員が引続き1ヶ月以上住宅に居住しないとき。
- ③ 住宅の模様替、その他施設に変更を加えようとするとき。

(第11条) 届出事項

借主は次の各号のいずれかに該当する場合は直ちにその旨を書面をもって届け出なければならない。

- ① 借主又は連帯保証人の、住所・氏名(法人の場合は商号、代表者の氏名)又は職業・勤務先(法人の場合は業種)に変更が生じたとき。
- ② 連帯保証人が死亡又は解散し、あるいは行為能力・弁済の資力を欠くに至ったとき。
- ③ 住宅が破損し、又は破損のおそれがあるとき。

(第12条) 禁止事項

- 1. 借主は住宅の全部または一部を転貸してはならない。
- 2. 借主は住宅の賃借権を譲渡してはならない。
- 3. 借主および入居者は、本物件内において犬・猫などの動物を飼育してはならない。

(第13条) 解約の予告

- 1. 賃貸借期間の定め(第3条)にかかわらず、借主は1ヶ月の予告期間において書面で貸主に申し出ることにより賃貸借を解約することができる。この場合、借主は明渡予定日の1ヶ月前迄に指定の書式による解約通知書を提出するものとし、解約通知書に記載された明渡予定日をもって賃貸借は終了する。
- 2. 前記予告・通知にかえて、賃料・管理費の1ヶ月分を支払うことにより即時解約することができる。
- 3. 貸主が期間満了日以後の日を終了として賃貸借の解約を申し入れる場合は、借地借家法の規定に従い解約を申し入れるものとし、この場合6ヶ月の予告期間において、書面により通知する。

(第14条) 契約の終了

公法上の制限・措置等により賃貸借の継続が不可能となったとき、または天災地変・火災その他、貸主および借主のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失または毀損し本物件が使用不能となったとき、この賃貸借は当然に終了する。

(第15条) 契約の解除

借主が次の各号のいずれかに該当する行為を行い、信頼関係を損なったときは、貸主は本契約を解除することができる。

- ① 入居申込書に虚偽事項を記載するなど、不正な行為によって入居したとき。
- ② 賃料等の支払を5回以上遅滞したとき又は2ヶ月分の賃料等の支払が月末にないとき。

- ③ 借主又は入居者の責に帰すべき事由により本物件を滅失又は破損し、原状回復の要求に応じないとき。又はこれに要する費用を賠償しないとき。
- ④ 近隣及び他の居住者に対し、危険及び迷惑となるような共同の秩序を乱す行為があったとき及び管理組合が規定する管理規約及び使用細則等の違反行為を行い、管理組合から退去要求等が行われたとき。
- ⑤ 借主又は入居者の一人でも反社会的と認められる団体の構成員（暴力団関係者など）として警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき。又はそのおそれがあるとき。
- ⑥ 支払を停止し、又は破産を申し立てられる等、信用に不安を生じさせたとき。
- ⑦ 本契約の条項に違反したとき。
- ⑧ 賃貸借を継続し難い、重大な背信行為を行ったとき。

(第16条) 立入検査

1. 貸主は住宅の管理上、又は借主が2ヶ月以上賃料・管理費を滞納したときで、本物件内に立ち入って検査をする必要が生じたときは、予め、その旨を借主もしくは入居者に通知し借主又は入居者の立会のもとにこれを行う。
2. 借主もしくは入居者は、上記立入検査に協力しなければならない。

(第17条) 明渡し

1. 借主は、賃貸借終了時に本物件を貸主に明け渡さなければならない。明渡しが遅延する場合、賃貸借終了日の翌日より明渡しにいたるまで、1日につき直近の1日あたり賃料及び1日あたり管理費の合計額の2倍に相当する金額を、損害金として貸主に支払わなければならない。
2. 借主は、賃貸借の終了に際し移転料・立退料・変更した箇所及び造作物の買取り、その他の諸経費についての請求をすることはできない。
3. 借主は明渡しの場合、次の各号に定める事項を実行しなければならない。
 - ① 借主及び入居者すべての者の退去。
 - ② 借主及び入居者が搬入したすべての家財物品等の搬出。
 - ③ 建物内外の清掃及びゴミ汚物等の撤去処理。
 - ④ 退去にともなう電気・ガス・水道等の代金精算手続（精算書類の提示が必要）。
 - ⑤ 住宅の原状を変更した場合における原状回復の完了
但し、貸主が回復を希望しない場合はこの限りでない。
 - ⑥ 退去時における鍵（入居時に受け取ったもの）、の返還。

(第18条) 行方不明の場合の措置

借主及び入居者が2ヶ月以上行方不明で連絡ができない場合、本契約は当然に終了する。

(第19条) 連帯保証人

1. 連帯保証人は借主と連帯して、この契約に基づく借主の貸主に対する一切の債務（第17条に規定する事項を含む）について履行の責を負う。
2. 連帯保証人は、本契約の更新がなされた後も引き続きその責を負う。

(第20条) 入居中の費用負担事項

1. 電気・ガス・水道等の使用に関しては、借主もしくは入居者が直接施設者と契約する。
但し、法規上又は建物の構造上これができないときは、貸主が借主もしくは入居者に代わって契約することができる。この場合、名義の如何にかかわらず契約によって生じる使用料は、借主もしくは入居者が負担するものとする。
2. 貸主及び借主は、賃貸借期間中、建物及び付帯設備等の修理の必要が生じた場合、別項の「入居中の補修負担区分」にもとづき処置をし、その費用を負担する。但し、貸主は建物・付帯設備について予め修理保証をしない旨告知した設備を除いて、賃貸借開始日より60日間その作動を保証する。

と
管
た
当

3. 前項にかかわらず、借主及び入居者の責による建物・付帯設備の損耗・故障は借主が自己の費用負担において修理を行い、損害を賠償しなければならない。

(第21条) 法人契約の場合

借主が法人である場合、入居者は標記のものに限定され、入居者の入替えは認めない。

(第22条) 代理権の授与

借主は、下記①②に記載する事項について、連帯保証人（本契約締結後、あらたに連帯保証人となった者を含む）に代理権を授与する。

① 契約解除等、貸主からの意思表示を受領すること。

② 賃貸借終了の場合に、本物件を原状回復し貸主に明渡すこと。

但し、上記①の授権事項については貸主はまず借主本人にたいして通知を發し、これが借主の行方不明・受取拒絶等により到達しない場合に限り連帯保証人に対して通知することができる。

検
も

尚、貸主から借主への通知は、書面による通知先の指定がある場合はその指定通知先に、指定がない場合には本物件所在地（借主が法人である場合には借主の申し出た最終の本店所在地）にあてて發信すれば足りるものとする。

(第23条) 火災保険への加入

借主又は入居者は本契約締結時に、火災などによる本物件内の家財の損害及び貸主に対する損害の賠償に備えて、本物件を対象とした家財保険などの損害保険に自己の負担にて加入しなければならない。また、本契約が更新された場合も同様とする。

了
の

(第24条) 管轄裁判所

本契約に関する調停・訴訟の管轄は、建物の所在地を管轄する裁判所とする。

つ

(第25条) 特約事項

本契約書において、特約事項がある場合、各条項より特約事項を優先するものとする。

(第26条) 自治会・管理組合への加入

借主又は入居者は、管理組合・自治会へ加入するとともに管理規約及び使用細則を遵守しなければならない。

<<特記事項>>

らる

する
号者

の補
め修

この契約の締結を証するため、本契約書を作成し当事者が署名捺印のうえ各1通を保有する。
尚、貸主・借主及び借主連帯保証人は、本契約書が契約締結日現在における当事者の合意を規定したものであり、契約締結以前に貸主・借主・連帯保証人・媒介（代理）業者の間でなされた、協議内容・合意事項・あるいは一方当事者から相手方あるいは媒介（代理）業者に対して行った申し入れ等と本契約書記載内容が相違する場合は、本契約書記載内容が優先することを相互に確認する。

平成25年10月10日

<<貸主>> 住所 堺市 [redacted]

氏名 [redacted]

<<借主>> 住所 堺市 [redacted] Tel [redacted]

氏名 前 病 慎一 [redacted]

借主の 現住所 大阪府大阪狭山市 [redacted] Tel [redacted]

連帯保証人 氏名 [redacted] 賃借人との関係 [redacted]

緊急連絡先 勤務先名 _____ 勤務先住所 _____

仲介業者

免許番号 大阪府知事(4)第 45834 号
住所 堺市南区竹城台1丁1番2号

商号 日生ハウジング株式会社

代表取締役 三好 明

宅地建物 登録番号 大阪 [redacted] 号

取引主任者 [redacted]

貸
成
務
の

貸借契約用

平成 25 年 10 月 10 日

誓約書

貸主 [REDACTED] 殿

下記不動産（以下「本物件」という）の貸借契約を締結するにあたり、大阪府暴力団排除条例（平成 23 年 4 月 1 日施行）（以下「条例」という）第 19 条に基づき、貸主が借主に対し、本物件を暴力団事務所を使用しないことを確認するため、借主は下記のとおり誓約し、本誓約書 2 通を作成し、署名押印の上、貸主および代理または媒介業者に各 1 通ずつ提出する。

記

借主は、条例第 19 条に基づき、借主または第三者をして、本物件を暴力団事務所として使用しないことを誓約する。

所在地（住居表示） 堺市南区深阪南 3 4 2 - 1 2
種類 事業用

借主 住所 堺市 [REDACTED]
氏名 前 前 慎 一

上記のとおり、代理または媒介業者は、条例第 20 条に基づき借主に対し本物件を暴力団事務所を使用しないことを確認した。

代理 住所 堺市南区竹城台 1 丁 1 番 2 号
または 商号 日生ハウジング株式会社
媒介業者 代表者 代表取締役 三 好 明

以上

参考

◎大阪府暴力団排除条例 抜粋（平成22年大阪府条例第58号）

第五章 不動産の譲渡等に関する措置等

（不動産の譲渡等をしようとする者の責務）

第十九条 何人も、自己が譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする府の区域内に所在する不動産（以下「不動産」という。）が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならないものとする。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めるものとする。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。

二 譲渡等をした不動産が暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことができること。

4 譲渡等をした不動産が暴力団事務所の用に供されることが判明した場合においては、当該譲渡等をした者は、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すよう努めるものとする。

（不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者の措置等）

第二十条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等に係る契約の当事者の一方又は双方に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の必要な措置を講じなければならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該代理又は媒介に係る不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該不動産の譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

以上

照明器具

水廻り設備

台所設備

空調設備

その他設備

備付

物件付帯設備確認書

	設備名称	付・無	配置及び状況
照明器具	居室	付	残置物
	居室以外建物内	無	
	建物外	無	
水廻り設備	風呂一式	無	
	給湯器	無	
	瞬間湯沸器	無	
	洗面台	無	
	洗濯防水パン	無	
	換気設備	付	
	トイレ式	付	
台所設備	流し台	無	
	コンロ	無	
	レンジフード・換気扇	無	
	吊戸棚	無	
	床下収納	無	
空調設備	冷房機	無	
	暖房機	無	
	エアコン	無	
その他設備	下駄箱	無	
	カーテンレール	無	
	カーテン	無	
	敷き込みカーペット	無	
	網戸	無	
	雨戸	無	
	玄関ベル・インターホン	無	
	TVアンテナ	無	
	トランクルーム	無	
	ガレージ	無	
床暖房	無		

該議
努め

賃貸借開始時に存在するが
貸主が修理保証しない設備 照明器具

<<現況に関する特記事項>>

○新築物件ではないので、建具等に多少のゆるみ・建て付けの悪い部分等がありますが貸主にて修理は行いません。

以上

1. 付帯設備確認書で「付」とした設備については、その設備が使用できることを前提としております。
2. 付帯している設備は新築(新品)の場合を除き、経年変化及び使用に伴う性能低下、キズ、汚れなどが存在する場合があります。
3. 「賃貸借開始時に存在するが貸主が修理保証しない設備」については貸主はそれらの設備の機能保証・修理義務の責任を負いません。また、借主はそれらの設備の原状回復義務を負わず、退去時に退去時の原状で引渡しをすれば足りるものとします。
4. 上記設備につき、媒介業者は動作の保証をしません。

入居中の補修負担区分

対象箇所	項目 (点検・維持管理・故障・破損・補修等の内容)	負担区分	
		貸主	借主
外廻り	屋根・壁・土台・給排水設備等の建物基本部分の点検・維持・補修	○	-
	庭木の剪定(松等の特殊な樹木)・庭石の維持管理の費用	○	-
	庭の除草・日常の手入れ	-	○
	排水溝・汚水枡の清掃、詰まりによる破損	-	○
	浄化槽の定期点検契約・軽微な修理・消耗部品交換・清掃	-	○
内壁・天井	退去時の自然損耗・経年劣化・老朽化による修理・張替	○	-
	落書き・過失による破損・無許可の釘穴等による損傷	-	○
床	退去時の自然損耗・経年劣化・老朽化による修理・張替	○	-
	重量物による変形	-	○
	落書き・過失によるキズ・凹み・破損・汚れ・染み	-	○
畳	退去時の表替・取替	○	-
	入居中の表替・取替	-	○
	たばこの焼け焦げ・重量物による変形	-	○
建具	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	○	-
	退去時の襖・障子・網戸の張替	○	-
	入居中の襖・障子・網戸の張替、ガラスのはめ替	-	○
	本体の調整・付属金物の調整・取替	-	○
水廻り	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	○	-
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	-	○
	(パッキン・鎖・栓・トラップ・目皿・わん・便座・便座カバー・ロータリング・レバーフロート・ペーパーホルダー・ガスホース・止金具・シャワー・その他付属部品)	-	○
	入居者の故意・過失による漏水・詰まり	-	○
換気扇	排水管掃除(マンション管理規約によるもの)	○	-
	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	-	○
冷暖房器具	清掃・故障による軽微な修理・消耗部品交換	-	○
	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	-	○
TVアンテナ	フィルター清掃・故障による軽微な修理・消耗部品交換	-	○
	<共同アンテナの場合>老朽化による共聴器具の修理・取替	○	-
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	-	○
照明器具	<単独アンテナの場合>老朽化による受信器具の修理・取替	-	○
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	-	○
その他の電気設備	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	-	○
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	-	○
鍵	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	○	-
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	-	○
その他	直付以外の照明器具・ウォシュレット付便座・ルームエアコン等の残置設備	-	○

※ご注意

①負担区分が明確でない場合は、貸主・借主で協議します。

②カビ・たばこのヤニによる汚れ補修は程度により借主負担となる場合がありますので日頃より除湿と換気にご注意下さい。

解 約 通 知 書

貸主 _____ 様

通知日 平成 年 月 日

賃借人 住所 _____

氏名 _____ (印)

Tel _____

賃借人は、後記物件の賃貸借契約を解約し、平成 年 月 日に明渡すことを通知致します。

なお、万一明渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延によって発生した損害は賠償致します。

【保証金(敷金)返還金の振込口座】

銀行	口座番号
支店	フリガナ 口座名義

【物件の表示】

所在地 /

名称 /

【引っ越し後の連絡先】

住所 /

Tel /

退去予定日の1ヶ月前迄に必ず文書で 日生ハウジング(株) へご連絡下さい。

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 的場 慎一 郎 の間に、次のとおり自動車保管場所（車庫）賃貸借契約を締結します。

第一条 賃貸人はその所有する次に表示の自動車保管場所（車庫）を賃借人に賃貸し、賃借人はその所有する自動車の駐車（格納）の目的をもってこれを賃借します。

- 一、自動車保管場所（車庫）の所在地 堺市南区深阪南三丁目一宅地（車庫）
平方メートルのうち [redacted] 平方メ
- 二、自動車台数 志 台
車両名および車両番号 [redacted]

第二条 賃借料は毎月金 八千円也（各か月未満の賃借料は日割計算とする。）とし、賃借人は毎月 未 日までに翌月分を賃貸人の住所または営業所に持参して支払うものとします。ただし、本月分は金 [redacted] 円也を賃貸人は賃借人から申し受けるものとします。

第三条 契約期間は平成二十五年 七月 日から平成二十五年 十月 三十一日 までとします。ただし、当事者協議のうえ契約の更新をすることができるものとします。

第四条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができるものとします。

- 一、賃料の支払いを怠ったとき。
- 二、賃貸人の定めた管理規則に違反したとき。
- 三、その他この契約に違反したとき。

第五条 賃借人は賃貸人の定めた管理規則に従って保管場所（車庫）を使用しなければならないものとします。

第六条 賃借人またはその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）またはその施設および保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えたときは、賃借人はすみやかにその損害を賠償するものとします。

第七条 賃貸人は、保管場所（車庫）に在る賃借人の自動車について、賃貸人の責任に基づかないで発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとします。

第八条 各当事者は、少なくとも各月前の予告をもって、この契約を解約することができるものとします。ただし、賃借人は予告に代え各月分の賃借料相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができるものとします。

第九条 この契約締結の際、賃貸人は保証金として金 [redacted] 円也を賃借人から申し受けるものとします。この保証金は、この契約が終了したときに賃借人に返還するが、延滞賃借料または第六条による損害賠償金額があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとし、利息はつけないものとします。

第十条 （特約事項）

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 式 通を作成し、各自署名押印のうえ、各一通を所持します。

平成二十五年 十一月 七日

賃貸人 住所 堺市 [redacted]
氏名 [redacted]

賃借人 住所 堺市 [redacted]
氏名 的場 慎一 郎

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人的場懐一様との間に、次のとおり自動車保管場所（車庫）賃貸借契約を締結します。

第一条 賃貸人はその所有する次に表示の自動車保管場所（車庫）を賃借人に賃貸し、賃借人はその所有する自動車の駐車（格納）の目的をもってこれを賃借します。

一、自動車保管場所（車庫）の所在地 堺市南区深阪南三四〇一
宅地（車庫） 平方メートルのうち 平方メ

ートル（駐車場番号） [redacted]

二、自動車台数 七 台
車両名および車両番号

第二条 賃借料は毎月金 九千 円也（壹か月未満の賃借料は日割計算とする。）

とし、賃借人は毎月 未 日までに翌月分を賃貸人の住所または営業所に持参して支払うものとします。ただし、本月分は金 [redacted] 円也を賃貸人は賃借人から申し受けるものとします。

第三条 契約期間は平成十五年 十一月 日から平成十六年 十月三十一日 までとします。ただし、当事者協議のうえ契約の更新をすることができるものとします。

第四条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができるものとします。

- 一、賃料の支払いを怠ったとき。
- 二、賃貸人の定めた管理規則に違反したとき。
- 三、その他この契約に違反したとき。

第五条 賃借人は賃貸人の定めた管理規則に従って保管場所（車庫）を使用しなければならないものとします。

第六条 賃借人またはその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によつて保管場所（車庫）またはその施設および保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えたときは、賃借人はすみやかにその損害を賠償するものとします。

第七条 賃貸人は、保管場所（車庫）に在る賃借人の自動車について、賃貸人の責任に基づかないで発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとします。

第八条 各当事者は、少なくとも壹か月前の予告をもつて、この契約を解約することができるものとします。ただし、賃借人は予告に代え壹か月分の賃借料相当額を賃貸人に支払つて即時に解約することができるものとします。

第九条 この契約締結の際、賃貸人は保証金として金 [redacted] 円也を賃借人から申し受けるものとします。この保証金は、この契約が終了したときに賃借人に返還するが、延滞賃借料または第六条による損害賠償金額があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとし、利息はつけないものとします。

第十条 （特約事項）

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 式 通を作成し、各自署名押印のうえ、各壹通を所持します。

平成十五年 十一月 七日

賃貸人住所 堺市 [redacted]

氏名 [redacted]

賃借人住所 堺市 [redacted]

氏名 的場 懐 一

自動車リース契約書

(マイカーリース)

貸渡人 (乙)

東京都港区芝三丁目2番8号
オリックス自動車株式会社 御中



契約番号 : [REDACTED]
契約締結日 : 2015年 8月 7日

借受人 (甲)
ご住所

大阪府堺市 [REDACTED]

連帯保証人
ご住所

お名前

前高 慎一

お名前

印

上記の者は、下記および契約条項のとおり契約します。
甲および連帯保証人は、この契約の成立を証するため
本書1通を作成し、記名、捺印のうえ、これを乙に差し入れます。

捺印

(1) 自動車		(2) リース期間		
車種名	デミ 1300 13S パッケージ 5ドア 6FAT 2WD 5人	期間	60.ヵ月	
型式	DBA-DJ3FS			
特別仕様・架装品	セーフティパッケージ、CD/DVDプレーヤー+地上デジタルTVチューナー (7chセグ)、スノープレックホイールカバー、ナビゲーション用SDカードPLUSセット、アクリルカーカバー、マット (ラグジュアリー)、iPod接続アダプター、デッドセンサーEBC、パナソニックバックモニターシステム			
		(3) リース種類		
		基本リース		
(4) リース料				
	1回当たりリース料	消費税額、地方消費税額	合計	支払回数
① 別枠リース料	0 円	0 円	0 円	
② 各月リース料	37,000 円	2,960 円	39,960 円	④ 60回
③ ボーナスマ月加算額	0 円	0 円	0 円	⑤
総額 (①+②×④+③×⑤)	2,220,000 円	177,600 円	2,397,600 円	
(5) 残存価額の精算				
<input type="checkbox"/> 有り 残存価額 (250,000 円) <input checked="" type="checkbox"/> 無し				
(6) 支払条件				
別枠リース料	別途、乙の指定する支払期日までに、乙が指定する銀行口座に振り込むものとします。			
第1回	リース開始日 (乙が承認した場合、第2回リース料と同時)			
第2回目以降	リース開始月の翌月から毎月 末日			
ボーナス月	月 月			
支払方法	口座振替			
(7) リース料に含まれる費用 (○は含む、×は含みません)				
<input type="checkbox"/> 車両代 (特別仕様・架装品等含む)	<input type="checkbox"/> 登録諸掛費用	<input type="checkbox"/> 自動車取得税		
<input type="checkbox"/> 自動車税 (全期間)	<input type="checkbox"/> 自動車重量税 (全期間)	<input type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険料 (全期間)		
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車保険料				

オリックス自動車使用欄

登録番号	車台番号	登録日 (リース開始日)	リース終了日
[REDACTED]	[REDACTED]	2015年 8月 19日	2020年 8月 18日

B) 特約条項

個人情報に関する条項

個人のお客さま(以下お客さまという)につきましては、この申込またはこの契約(以下この契約という)に限り、以下の条項が適用されます。

第1条(個人情報の利用目的)

オリックス自動車株式会社(以下弊社という)は、お客さまの個人情報を以下の利用目的で、利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、お客さまはこれに同意します。

[利用目的]

- ① 自動車等のリース・クレジット・レンタル・割賦売買、自動車保険・その他保険商品の販売、自動車等の販売、買取、整備、カーシェアリングなどの自動車等に關する弊社の事業につき、お客さまからの申込、お客さまへの弊社からの提案などお客さまとの商談に当たり、適切な対応を行うため。
- ② 自動車等のリース・クレジット・割賦売買などの取引(信用供与取引)の場合の審査を行うため、ならびにお客さまの本人確認に当たり、適切な判断や対応を行うため。
- ③ お客さまとの契約につき、弊社においてその契約の管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
- ④ 弊社およびオリックスグループ各社ならびにその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
- ⑤ お客さまによりよい商品、サービスを提供するため、さらなるお客さまの満足のためのマーケティング分析に利用するため。
- ⑥ 弊社において経営上必要な各種の管理を行うため。
- ⑦ オリックスグループ各社および弊社のレンタカー事業、中古車販売事業のフランチャイジー各社との共同手 ため。

※ 用については弊社のホームページ(<http://www.orix.co.jp/auto/privacy.htm>)記載のプライバシーポリシーに準じます。なお、共同利用におけるオリックスグループ各社および弊社のレンタカー事業、中古車販売事業のフランチャイジー各社との利用目的は以下のとおりです。

[共同利用者(オリックスグループ各社)の利用目的]

- (1) 弊社およびオリックスグループ各社における債権、資産の状態、リスクの管理等経営上必要な各種の管理を行うため。
 - (2) お客さまによりよい商品、サービスを提供させていただき、より満足いただくためのマーケティング分析や商品・サービス開発を行うため。
 - (3) オリックスグループ各社の取り扱う商品・サービスの紹介・提案のため。
- [共同利用者(弊社のレンタカー事業および中古車販売事業のフランチャイジー各社)の利用目的]
- (1) フランチャイジー各社の店舗におけるお客さまからの申し込み、お客さまへのフランチャイジー各社からの提案などお客さまとの商談に当たり、適切な対応を行うため。
 - (2) お客さまによりよい商品、サービスを提供させていただき、より満足いただくためのマーケティング分析や商品・サービス開発を行うため。
 - ⑧ 与信事業に際して個人情報に關する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に關する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。以下加盟機関という)に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため(個人情報に加盟機関に提供すること等についてお客さまから同意を得た場合に限る)。

第2条(保証人等(債権回収先等への個人情報の提供)

この契約にかかる取引につき弊社が保有するお客さまの個人情報をこの契約にかかる取引の保証人、担保差入人、債権引受人にその取引関係上必要な範囲において弊社が提供することにお客さまは同意します。

2. 弊社がこの契約にかかる取引上の権利を第三者に譲渡、質入等する(その譲渡、準備を含む)に際し、弊社が保有するお客さまの個人情報をその相手方等にその取引関係上必要な範囲において弊社が提供することに、お客さまは同意します。

3. この契約にかかる取引につき弊社が保有するお客さまの個人情報を、この契約の目的となる自動車等の物件の売主と、その取引関係上必要な範囲において弊社が提供することにお客さまは同意します。

第3条(信用情報機関への登録・利用)

加盟機関および加盟機関と提携する個人信用情報機関(以下提供機関という)に照会し、お客さま、配偶者の個人情報が登録されている場合には、お客さまの支払能力・返済能力の調査のために、弊社が当該個人情報を利用することにお客さまは同意します。

2. この契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、本条第3項に定める期間中、加盟機関に登録され、加盟機関および提供機関の加盟会員により、お客さまの支払能力・返済能力に關する調査のために利用されることにお客さまは同意します。

3. 加盟機関、登録情報、登録期間は、以下のとおりです。

加盟機関:株式会社シー・アイ・シー(CIC)
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
お問い合わせ先:0120-810-414
ホームページアドレス:<http://www.cic.co.jp>

登録情報:氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等、本人を特定するための情報、契約の種別、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量(回数/期間)、支払回数等契約内容に關する情報、利用状況、割賦返済、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に關する情報等。

登録期間:① この契約にかかる申込をした事実:弊社が加盟機関に照会した日から6カ月間
② この契約にかかる客観的な取引事実:契約期間中および契約終了後5年以内
③ 債務の支払を延滞した事実:契約期間中および契約終了後5年以内

4. 提供機関は、以下のとおりです。

- ① 全国信用個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号:03-3214-5020
ホームページアドレス:<http://www.zenginkyo.or.jp/pclc/index.html>
- ② 株式会社日本信用情報機構(JICC)
〒101-0046 東京都千代田区神田参町2-1 神田通興ビル
電話番号:0120-441-481
ホームページアドレス:<http://www.jicc.co.jp/>

5. 提供機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細については、各提供機関のホームページをご覧ください。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

お客さまは、弊社に対して、弊社が保有する自己に關する個人情報(以下既得個人情報という)を開示すること、または弊社が保有しているお客さまの保有個人データの内容が不正または誤りがある場合に、当該保有個人データの訂正または削除をすることを請求することができます。

2. 前項によりお客さまから保有個人データの開示、または訂正もしくは削除を請求された場合、弊社は、法令に從って開示・訂正・削除を行います。

3. お客さまは、加盟機関に対して、第1項と同様に加盟機関が保有する自己に關する個人情報の開示、訂正、削除を請求することができます。

第5条(問合せ窓口)

前条によるお客さまからの保有個人データの開示、訂正、削除のお問い合わせについては、以下の窓口で承ります。

オリックス自動車株式会社
個人情報問合せ窓口
電話:03-6436-6015
受付時間:9:00~17:20(土曜、日曜、祝日および年末年始を除く)

第6条(本同意事項に不同意の場合)

お客さまが、各条項の内容を承認せず、この契約の審査、契約管理等に支障が生じる場合、弊社は、この契約の締結を拒絶することがあります。

第7条(この契約が不成立の場合)

この契約が不成立となった場合でも、この契約に關する事項は、この契約の不成立の理由の如何を問わず、利用目的に從って利用されます。

以上

自動車リース契約条項

第1条 (リース契約)

乙は、次条以下に定めるところにより、甲が選定した表記(1)の自動車(以下自動車という)を甲にリース(貸渡)し、甲はこれを借受けます。

第2条 (リース期間)

自動車の貸渡期間(以下リース期間という)は、自動車の登録または届出(以下登録等と総称する)を行った日を起算日(以下リース開始日という)とし表記(2)に定める期間とします。なお、この契約はこの契約に定める場合を除き解約できません。

第3条 (リース料および支払方法)

リース料は表記(4)のとおりとし、甲は、乙に対しリース料を表記(6)のとおり支払います。甲は、税法に基づき消費税額、地方消費税額(以下消費税額等と総称する)を、各回リース料とともに乙に支払います。なお、表記(4)の消費税額等は、この契約締結日時点のものであることから、税法の改正等により変更される場合があり、この場合、甲は乙の請求に従い不足分を支払うことを予め承諾します。

第4条 (別件リース料)

甲は、乙に対し表記(4)の別件リース料および消費税額等を表記(6)のとおり支払います。別件リース料は無利息とし、リース開始日に充当されるものとします。前項による充当の前に、甲が第18条各号の一つにでも該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、別件リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に任意に充当することができます。

第5条 (自動車の引渡)

乙は、自らまたは乙の指定する者をして登録等の完了の後、取引上相当の期間内に別添甲が乙に届出た使用の本拠の位置で甲に自動車を引渡します。天災地変、戦争、暴動、内乱、労働争議、法令の制定改廃、公権力による命令・処分、自動車製造者の製造・輸送の遅延、登録等の遅延、その他乙の故意または重大な過失によらず自動車の引渡が遅延し、または不能になったときは、乙は一切責任を負いません。

第6条 (自動車の瑕疵)

自動車に前条第3項の仕様、機能、品質、性能等の相違、瑕疵もしくは隠れた瑕疵があったとき、または自動車の選択、決定に関して甲に錯誤があった場合においても、乙は一切責任を負いません。この場合、甲は、自動車の保証書の定めに従い、売主または自動車の製造者に対し直接請求を行い、それらの者との間でこれを解決するものとし、乙に対しては何らの請求もしません。

第7条 (自動車の使用、保管)

甲は、自動車を使用するにあたり、法令および諸規則を遵守し安全運転に努めるとともに、善良な管理者の注意をもって通常の用法に従って自動車を運転します。甲は、自動車を別添書面にて乙に届出た使用の本拠の位置で保管するものとし、乙の書面による事前の承諾を得なければ、その変更はできないものとします。

第8条 (原状の変更)

甲は、乙の書面による承諾を得なければ、自動車の改造、模様替、規格、性能、仕様の変更他の動産を付着させる等の行為はできません。前項の承諾にあたり書面をもって甲にその所有権の帰属を認めた場合を除き、自動車に付着した動産の所有権は、すべて無償で乙に帰属させます。

第9条 (盗取禁止、権利保全等)

甲は、自動車、この契約上の地位またはこの契約に基づく権利・義務の全部もしくは一部の譲渡、自動車の第三者への転貸、その他所有権を含む乙の一切の権利を侵害するような行をしません。第三者が自動車について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約または自動車検査証等を提示し、自動車が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

第10条 (点検、保守、整備)

甲は、自動車に事故が発生したときは、直ちに事故現場における危険防止措置および負傷者の救済措置を講じるとともに、最寄の警察署等への届出を行い、すみやかに乙所定の事故報告書を乙に提出します。自動車に事故により損傷した場合は、甲は、遅滞なく乙指定の修理工場に搬入して、甲の費用により自動車を修理します。ただし、やむを得ない場合は、あらかじめ乙の承諾を得て、最寄の修理工場に修理を依頼することができます。

第11条 (事故処理)

甲は、自動車に事故が発生したときは、直ちに事故現場における危険防止措置および負傷者の救済措置を講じるとともに、最寄の警察署等への届出を行い、すみやかに乙所定の事故報告書を乙に提出します。自動車に事故により損傷した場合は、甲は、遅滞なく乙指定の修理工場に搬入して、甲の費用により自動車を修理します。ただし、やむを得ない場合は、あらかじめ乙の承諾を得て、最寄の修理工場に修理を依頼することができます。

第12条 (賠償責任)

甲は、自動車の使用、保管等に起因して第三者に損害を与えたとき、または第三者との間で争が生じたときは、自己の責任と負担によってこれを賠償し、または解決するものとします。自動車に事故が発生したときは、直ちに事故現場における危険防止措置および負傷者の救済措置を講じるとともに、最寄の警察署等への届出を行い、すみやかに乙所定の事故報告書を乙に提出します。

第13条 (自動車の滅失・毀損、契約の終了)

自動車の返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任によらない事由により生じた自動車の滅失・毀損等その他一切の危険は、すべて甲の負担とします。ただし、滅失・毀損はこの限りではありません。自動車に事故が発生したときは、直ちに事故現場における危険防止措置および負傷者の救済措置を講じるとともに、最寄の警察署等への届出を行い、すみやかに乙所定の事故報告書を乙に提出します。

第14条 (費用負担)

乙は、表記(7)のO印を付した費用を負担し、甲は、それ以外の自動車の取得、所有、使用、保管に係る費用、この契約に基づく取引に関して新たに課税される公租公課、この契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。

7. 甲は、乙が自動車の保管、使用状況を調査するため使用の本拠の位置もしくは保管場所への入または説明・資料の提出等を求めたときは、異議なくこれに応じ、また乙が求めたときはいつでも自動車の所在を明らかにし、乙に自動車を確認させます。

8. 甲は、自動車について道路交通法に定める違法駐車をしたときは、当該運転者をして反則金納付させ、放置違反金が課されたときは自ら納付し、また違法駐車に伴うレッカー移動、保管の諸費用を負担するものとします。

9. 甲が前項に違反し、放置違反金の納付を怠る等により自動車の使用制限、自動車継続検査の絶等の行政処分が課された場合、乙は一切責任を負わず、乙に損害が生じた場合、甲は乙の請求にもとづき直ちに損害賠償金を支払います。

第8条 (原状の変更) 甲は、乙の書面による承諾を得なければ、自動車の改造、模様替、規格、性能、仕様の変更他の動産を付着させる等の行為はできません。

第9条 (盗取禁止、権利保全等) 甲は、自動車、この契約上の地位またはこの契約に基づく権利・義務の全部もしくは一部の譲渡、自動車の第三者への転貸、その他所有権を含む乙の一切の権利を侵害するような行をしません。

第10条 (点検、保守、整備) 甲は、法令、自動車製造者の点検基準等に従い、自らの責任と費用負担により善良な管理者の注意をもって自動車が常時正常な使用状態・機能を保ち、また法第三章に定める保安基準(即ち保安基準という)に適合するよう点検、保守、整備等を行います。

第11条 (事故処理) 甲は、自動車に事故が発生したときは、直ちに事故現場における危険防止措置および負傷者の救済措置を講じるとともに、最寄の警察署等への届出を行い、すみやかに乙所定の事故報告書を乙に提出します。

第12条 (賠償責任) 甲は、自動車の使用、保管等に起因して第三者に損害を与えたとき、または第三者との間で争が生じたときは、自己の責任と負担によってこれを賠償し、または解決するものとします。

第13条 (自動車の滅失・毀損、契約の終了) 自動車の返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任によらない事由により生じた自動車の滅失・毀損等その他一切の危険は、すべて甲の負担とします。

第14条 (費用負担) 乙は、表記(7)のO印を付した費用を負担し、甲は、それ以外の自動車の取得、所有、使用、保管に係る費用、この契約に基づく取引に関して新たに課税される公租公課、この契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。

第15条 (遅延損害金) 甲がこの契約による乙に対する金銭の支払いを怠ったとき、または乙が甲のために費用の払をしたときは、甲はその支払期日の翌日から支払済に至るまで年14.6%(1年を365日とする)割合による遅延損害金を乙に支払います。

第16条 (重要事項の通知等) 甲および連帯保証人(以下甲らと総称する)は、その住所、商号、氏名、営業の目的もしくは自動車の使用の本拠の位置もしくは保管場所を変更したとき、または自動車が滅失(修理を含む)した場合は、乙に対し直ちにその旨を書面により通知しなければなりません。

第17条 (自動車の登録等) 甲は、乙が運輸支局、自動車検査登録情報協会もしくは全国軽自動車協会連合会等からの検査登録情報の提供を受け、自動車の管理を目的として利用・活用することについて、異なことをあらかじめ確認します。

第18条 (契約解除) 甲について下記の各号の一つにでも該当する事由が生じたときは、乙は催告を要せず通知で、この契約を解除することができます。

- ① リース料の支払いを怠るなど、この契約の契約条項の一つにでも違反したとき。
 - ② この契約に基づく取引以外の乙との取引の一つにでも期限の利益喪失事由または契約解除事由に該当したとき。
 - ③ 死亡または後見開始もしくは補佐開始の審判を受け、あるいは刑事訴訟を受けたとき。
 - ④ 他の債務のため強制執行、保全処分、滞納処分を受け、または破産、民事再生手続もしくはこれらに類する手続開始の申立てが行われ、あるいは負債整理のため特定調停の申立てもしくは私的整理に入ったとき。
 - ⑤ 支払いを停止し、または手形、小切手の不渡報告があったとき。
 - ⑥ 甲の連帯保証人が、前4号の一つにでも該当した場合または差入れ担保の価値が下落したと客観的に判断される場合で、甲が乙の承認する保証または担保の追加提供に応じないとき。
 - ⑦ 住所変更または自動車の使用の本拠の位置変更の届出を怠るなどして債権関係を破産したとき。
 - ⑧ 甲につき、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認ができなかったとき。
1. 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、直ちに第20条の規定損害金を乙に支払います。

第19条 (自動車の仮預かり)

乙は、甲が第18条第1項の各号の一つにでも該当した場合、自動車の仮預かりができるものとします。乙がこの仮預かりの請求をしたときは、甲は直ちに自動車を一時乙に引渡すものとします。なおこの場合でも、甲はリース料の支払いを免れません。

第20条 (規定損害金)

規定損害金は、リース料総額と表記(5)記載の、記載がない場合は、乙所定のリース期間満了時の自動車の残存価額(以下残存価額という)の合計額を基本額とし、基本額から次の項目を減額した金額とします。

- ① 甲の支払済みリース料
- ② 乙に返還された自動車に乙が相当の基準に従って評価した金額または、乙が現実に処分してきた金額(その評価または処分費用を要したときはそれらの費用を控除した金額)

第21条 (自動車の返還)

リース期間が満了した場合、またはこの契約が解除された場合は、甲は乙の指示に従ってその返還を

1. 甲は、自動車の通常の使用、経年変化による損耗および着面をもって特に乙が認めたものを除き、直ちに甲の負担で自動車を原状に回復したうえ、乙の指定する場所で乙に返還します。なお甲は、自動車の返還、引取に要する一切の費用を負担するものとします。
2. 返還された自動車もしくはその付属品に異常な使用、経年変化による損耗以上の損傷があったとき、または改造・模様替等による価額の減少があったときは、甲はその損害を賠償します。
3. 甲が自動車の返還を怠った場合は、乙または乙の指定するものによる所在場所からの自動車の引き上げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりせず、何等の異議も述べません。
4. 甲が自動車の返還を遅滞した場合、甲は、乙に対し返還期日の翌日から返還完了時まで月額リース料(不均等私の場合には、リース料総額をリース期間で除した金額)の7%相当額を1日当りの損害金として支払います。

第22条 (残存価額の精算)

表記(5)の残存価額の精算有り○が付された場合、甲は残存価額を保証するものとします。

1. 前項の場合、リース期間満了後、甲、乙間で残存価額の精算を行うものとし、自動車の売却処分額(ただし、返還、処分に必要な費用を控除後の金額)が残存価額を上回った場合は、乙はその差額を甲に支払い、下回った場合は、甲はその差額を乙に支払います。なお、精算額には、税法所定の税率に基づく消費税額、地方消費税額を付加します。
2. 甲、乙は前項の精算を自動車の売却処分代金が、乙に支払われた日より14日以内に行います。

第23条 (相殺禁止)

甲のこの契約によるすべての金銭の支払義務は、乙またはその承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第24条 (乙の権利の移転)

乙は、甲の承諾を要しないで、この契約上の全部または一部の権利を第三者に譲渡または買入することができます。

1. 乙は、自動車の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。甲はこれについてあらかじめ承諾します。
2. 前項に基づき乙が自動車の所有権を第三者に移転するとき、甲は、自動車の移転登録に協力します。
3. 乙が、この契約による権利を守り、もしくは回復するため、または自動車もしくはこの契約に関し、より異議もしくは苦情の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、甲は、自動車搬出費用、弁護士報酬等、それに要した一切の費用を乙に支払います。

第25条 (再リース)

甲は、リース期間の満了に際し、自動車について再リース契約を締結するか、または終了させるかを選択することができます。甲は、その選択した結果をリース期間満了日(以下終了日という)の3カ月前までに乙に書面で通知します。この場合、リース期間は原則として12カ月とし、リース料、支払方法等の条件については改めて甲と乙で協議して定めます。

1. 乙は、終了日の到来までに再リース契約について乙の希望する契約条件を甲に提示することができます。
2. 前項に基づき乙が契約条件の提示を行い、かつ、甲が第1項に基づき書面による意思表示を怠り、かつ、甲が自動車を乙に返還しなかったときは、乙が提示した契約条件で再リース契約を締結することに甲が同意したものとみなし何らの手続を要することなく再リース契約は成立します。

第26条 (連帯保証)

連帯保証人は、甲と連帯して、甲のこの契約の完全な履行を保証し、その保証債務を履行します。

1. 連帯保証人は、前条により、甲、乙間で別途定めた条件に従い、再リース契約が締結されたとき、再リース契約についても甲と連帯してその完全な履行を保証し、その保証債務を履行します。
2. 連帯保証人は、乙がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。
3. 連帯保証人は、この契約による甲のすべての債務が完済されるまで、乙の権利に代位しません。

第27条 (反社会的勢力の排除)

甲、乙および連帯保証人(以下甲、乙および連帯保証人を甲乙等と総称する)は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下これらを暴力団員等という)
- ② 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
- ③ 自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者
- ④ 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者

2. 甲乙等は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを承諾します。

- ① 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ② 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ③ その他前各号に準ずる行為
3. 甲らが前2項に違反したときは、第18条第1項第①号に該当するものとし、これにより甲らに損害が生じた場合にも、乙はなんらの責任も負担しません。

第28条 (特約条項)

表記(8)に特約条項を定めたときは、その条項は、この契約と一体となり、これを補充または修正することを、甲、乙および連帯保証人は、異議なく承認します。

2. この契約と異なる合意は、甲、乙の書面による合意によらない限り効力を生じません。

第29条 (公正証書の作成)

甲らは、乙の要求があったときは、いつでも公正証人に委嘱して、この契約と同趣旨の強制執行認諾条項付公正証書を作成するものとします。この公正証書作成費用は甲の負担とし、その金額は別途通知します。

第30条 (裁判管轄)

この契約に関する一切の紛争については、乙もしくはその地位承継人の本支店営業所所在地の地方裁判所または郡債のいかにかわらず乙もしくはその地位承継人の本支店営業所所在地の簡易裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とします。

以上



オリックス自動車株式会社

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
 さて、ご契約いただきました契約のお支払予定をご案内申し上げます。
 お引落しの場合は、下記のお支払期日にご指定の口座よりお引落しさせていただきます。
 領収書は発行いたしませんので、ご了承ください。
 なお、消費税額は開始日現在の消費税率で算出してあります。

敬具

〒590-0111

大阪府堺市

001/001

XXX

的場 慎一

様

オリックス自動車株式会社

東京都港区芝3-22-8 〒105-8589

お問い合わせ先

請求書担当

03-6436-6023

お支払予定表

2015/8/22 作成

種類	契約番号	契約日	開始日	終了日	お支払回数
リース		2015年08月07日	2015年08月19日	2020年08月18日	60回 (1ヶ月)

口座振替	金融機関名	預金種類	口座番号	登録番号	車名
三菱東京UFJ銀行 泉ヶ丘支店	普通				デミ1300 13S L1 ャーゾ 5トア 6FAT 2WD 5人

回数	お支払期日	お支払金額 (税込)	円	お支払金額 (税抜き)	円	消費税額	円
1	2015年09月30日	39,960		37,000		2,960	
2	2015年09月30日	39,960		37,000		2,960	
3	2015年10月31日	39,960		37,000		2,960	
4	2015年11月30日	39,960		37,000		2,960	
5	2015年12月31日	39,960		37,000		2,960	
6	2016年01月31日	39,960		37,000		2,960	
7	2016年02月29日	39,960		37,000		2,960	
8	2016年03月31日	39,960		37,000		2,960	
9	2016年04月30日	39,960		37,000		2,960	
10	2016年05月31日	39,960		37,000		2,960	
11	2016年06月30日	39,960		37,000		2,960	
12	2016年07月31日	39,960		37,000		2,960	
13	2016年08月31日	39,960		37,000		2,960	
14	2016年09月30日	39,960		37,000		2,960	
15	2016年10月31日	39,960		37,000		2,960	
16	2016年11月30日	39,960		37,000		2,960	
17	2016年12月31日	39,960		37,000		2,960	
18	2017年01月31日	39,960		37,000		2,960	
19	2017年02月28日	39,960		37,000		2,960	
20	2017年03月31日	39,960		37,000		2,960	
21	2017年04月30日	39,960		37,000		2,960	
22	2017年05月31日	39,960		37,000		2,960	
23	2017年06月30日	39,960		37,000		2,960	
24	2017年07月31日	39,960		37,000		2,960	
25	2017年08月31日	39,960		37,000		2,960	
26	2017年09月30日	39,960		37,000		2,960	
27	2017年10月31日	39,960		37,000		2,960	
28	2017年11月30日	39,960		37,000		2,960	
29	2017年12月31日	39,960		37,000		2,960	
30	2018年01月31日	39,960		37,000		2,960	
31	2018年02月28日	39,960		37,000		2,960	

注文請書



発注者(甲)

的場慎一事務所

御中

注文番号

発行日 平成 年 月 日

添付の契約条項にもとづき以下のとおり注文をお願いします。

受注者(乙)

所在地

社名

役職名

氏名

大阪府中央区今橋二丁目5番8号

富士ゼロックス大阪株式会社

取締役社長 望月 俊之

(以下の金額には、消費税および地方消費税相当額を含みません。)

記載項目

契約対象商品/契約種類/契約期間等

契約種類: トータルサービス契約

契約条件書番号

契約対象商品: DocuCentre-IV C2260 PFS

機械番号: 745703

契約期間: 平成27年6月10日から平成 年 月 日まで

開始メーターカウント:

メーター1 205803 メーター2 メーター3 66879
メーター4 メーター5 メーター6

設置調整完了日(新規購入の場合): 平成 年 月 日

初回締切日: 平成27年6月末日

料金計算の締切日: 末日締

支払日: 料金計算締切後翌々月10日支払

請求サイクル: 1ヵ月

ミスコピー控除方法:

乙は、「テスト控除後コピー/プリント数」に、黒モード、カラーモード各々に1%を乗じた枚数を不良コピー/プリントとみなし、各モードのコピー/プリント数から差し引きます(小数点以下切り上げ)。

料金項目等	数量	単価(円)	料金(円)
トータルサービス料金(1台につき)			
コピー/プリント料金(1コピー/プリントにつき)			
黒モード(メーター1)	1カウントにつき	2.70	
フルカラーモード(メーター3)	1カウントにつき	18.00	
最低コピー/プリント料金(1台につき)			2,700(月額)

設置先等

*設置先事業所:

**所在地: 大阪府堺市南区深阪南342-12

**事業所名: 的場慎一事務所

**部課名:

*EP適用: (する・しない)

*FAX番号:

以下余白

契約条件書番号 : [] トータルサービス契約 契約条項

- 第1条 本契約条項は、表記記載の契約対象商品(以下、商品という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の表記記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。
- 第2条 トータルサービスとは、乙が甲に乙のサービス可能地域内において第7条の保守サービスを行い、ドラムカートリッジ等の感光体(以下、感光体と総称する)および必要な消耗品等(乙の指定する販売消耗品を除く、以下同じ)を供給、交換することをいいます。
- 第3条 甲は商品の設置場所を変更する場合、予め乙に通知します。この場合、作業は乙または乙の指定する者が実施し、甲は移動、設置調整等設置場所の変更に必要な費用を乙に支払います。
- 第4条 表記記載の契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新し以後の更新も2回を限度として同様とします。ただし、乙が本契約条件で保守サービスの継続が困難と判断した場合、乙は、表記記載の契約期間満了(更新後においては更新後の契約期間満了)の2ヵ月前までに甲に次の方式を通知し、甲は、当該方式から選択します。
- (1)乙所定の有料オーバーホールを実施した上本契約を1年間更新し、その後の更新は2回までとする。
 - (2)乙所定の再契約料金により3年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。
 - (3)スポット保守方式および感光体、消耗品等、部品の別売方式とする。
- 第5条 前項にかかわらず、感光体、消耗品等、部品の製造中止ともない供給が困難になる場合、乙は2ヵ月以上前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。甲は、毎締切日のメーターカウントを次のいずれかの方法により乙に連絡し、乙は連絡された使用コピー/プリント数および表記記載のトータルサービス料金にもついで料金を計算し、料金計算の開始日は本契約の開始日とします。
- (1)甲がメーターカウントを記入した商品毎のメーター連絡票あるいはそれに代わる書類等を乙に送付する方法
 - (2)甲の承諾にもとづき、乙が毎締切日のメーターカウントを遠隔自動検針する方法
 - (3)コピー/プリント数の算出は、表記記載の料金項目等に記載のメーターを使用して算出します。各メーターの適用については、別途乙所定の書面によります。
 - (4)トータルサービス料金は、表記記載のトータルサービス料金項目等に記載の各モード料金の合計額とします。
 - (5)乙の技術者が商品の保守にあたって、商品の点検と調整のため使用したコピー/プリントは、その数を各モードのコピー/プリント数から差し引きます(差し引き後のコピー/プリント数を以下、「テスト控除後コピー/プリント数」といいます)。
 - (6)不良コピー/プリントが発生した場合は、表記記載のミスコピー控除方法の記載に従い取り扱います。
 - (7)A2サイズのコピー/プリントは1コピー/プリントにつきメーターが2カウントアップします。
 - (8)両面コピー/プリントをした場合、表面コピー/プリント、裏面コピー/プリントそれぞれを1コピー/プリントとしてカウントします。
 - (9)表記記載の「請求サイクル」期間中のトータルサービス料金が最低コピー/プリント料金に満たない場合、甲は最低コピー/プリント料金を乙に支払います。
 - (10)契約開始または終了時において、商品の使用期間が表記記載の「請求サイクル」に満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1)「請求サイクル」が1ヵ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず使用コピー/プリント数に相当する額とします。
 - (2)「請求サイクル」が複数月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず、使用コピー/プリント数をもとに経過月数(端数切上げ)に応じて計算します。
 - (3)表記にトータルサービス料金加算額がある場合、当該加算額は商品の使用日数に応じて日割計算した額とします。
 - (11)料金の計算にあたり、円未満の端数は四捨五入します。
 - (12)乙がトータルサービス料金および本契約にもとづくその他すべての甲の金銭債務に消費税等相当額を加算して甲に請求し、甲は表記記載の支払日までに当該請求金額を乙に現金(銀行振込を含む)で支払います。
- 第6条 甲が前項の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払います。
- 第7条 乙は商品が故障した場合、甲からの要請にもとづき技術者を派遣または乙が相当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施し、商品の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属します。
- 第8条 乙がトータルサービスを甲に提供する時間帯は、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。
- (1)乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から100km以上離れたところにおいて保守を提供する場合、甲は乙の請求にもとづき乙所定の遠距離保守サービス料金を乙に支払います。
 - (2)乙の技術者が障害原因を調査した結果、本契約対象以外の機械装置等に原因があることが判明した場合、甲は乙所定の基準により計算される原因調査料金を乙に支払います。
 - (3)乙が要請した場合、甲は甲の費用と責任において、商品に接続する本契約プログラム、当該機械装置または当該機械装置で搭載使用するコンピュータープログラム、データの障害等を調査します。
 - (4)次のいずれかの事由に該当する場合、乙は前条に定める保守サービスの提供義務を免れます。
 - (1)商品所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外での使用または商品所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障の修理・調整
 - (2)過剰な操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱上の不注意に起因する故障の修理・調整
 - (3)商品以外の機械装置またはコンピューター・プログラム(コンピューター・ウイルス等の有害プログラムを含む)に起因する故障の修理・調整
 - (4)乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外の方法による移動に起因する故障の修理・調整
 - (5)火災、風水害、地震等の天災地災およびその他不可抗力に起因する故障の修理・調整
 - (6)乙の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障の修理・調整
 - (7)甲が独自に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧
 - (8)高所作業、重負物の移動を伴う作業その他の危険作業
 - (5)前項のいずれかに該当しそれが原因で故障した商品の保守を甲が乙に要請する場合、乙は、甲乙協議の上決定する対応処置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし、乙が対応不能と判断する場合において、乙は何らの提供義務も負うものではありません。
- 第9条 乙は本契約成立と同時に商品毎に感光体1本および適量数の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜供給します。ただし、感光体およびビデベローパーについては、品質維持のため乙が必要と認めた場合に乙が交換します。
- 第10条 乙は、第7条の保守サービスの提供および前項の感光体および消耗品等の供給を乙の指定する者に委託できます。
- 第11条 感光体および消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。
- 第12条 甲は乙が供給する感光体サービスの提供および前項の感光体および消耗品等の供給を乙の指定する者に委託できます。
- 第13条 甲が乙の事前の書面による承諾を得ずに本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または質貸した場合、本契約は終了します。
- 第14条 乙は1ヵ月前までの(ただし、甲が不利とならない場合は事前の)書面による通知によってトータルサービス料金を改定できます。
- 第15条 甲または乙が本契約の解約を希望する場合、解約希望日の1ヵ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合、料金改定の通知後10日以内に書面によって乙に通知することにより料金改定の前日をもって解約できます。
- 第16条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当した場合、債務の期限の利益を自動的に失い、相手方にその時現在負担する債務を即時履行します。
- (1)本契約条項の1つにでも違反する事由が生じたとき
 - (2)差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納
 - (3)手形または小切手の不渡り、その他信用を著しく失墜する事由が生じたとき
- 第17条 甲または乙が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除できます。
- 第18条 甲または乙が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除できます。
- 第19条 乙が前条第2項にもとづく本契約を解除する場合、乙および乙の関連会社は本契約以外の甲との取引においても、甲との間に発生する債権債務を甲の承諾なく相殺することができません。
- 第20条 乙は、火災、風水害、地震、ストライキその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負いません。
- 第21条 本契約が終了した場合、甲は乙に感光体および残存消耗品等を直ちに返還し、かつ残債務の全額を即時支払います。
- 第22条 甲および乙は、表記記載の設置調整完了日に商品および商品に装着している器具類の設置調整が完了したことを確認します。
- 第23条 甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
- 第24条 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の関連先にも順守させるよう努力するものとします。
- 第25条 甲および乙は、前3項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
- 第26条 甲および乙は、相手方が前3項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
- 第27条 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。
- 第28条 本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所とします。
- 第29条 本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定します。

以上

追加条項(特約事項)

1. 本契約に基づき、乙が実施する保守サービス及び消耗品の供給ならびにこれらに付帯する業務は、乙から当該業務の委託を受けた次の者(以下丙という)が実施するものとします。

(会社名) 株式会社 阪南ビジネスマシン

2. 前1項に基づき甲に供給された消耗品等の所有権は乙に帰属するものとします。
3. 本契約により発生するトータルサービス料金は、丙が本契約所定の条件に従い乙に代行して甲に請求します。
4. 甲は前項による請求金額を丙に支払います。この丙に対する支払いをもって甲の乙に対する料金支払債務の弁済は完了したものとします。
5. 上記3及び4項の合意は、乙が直接甲に受領する権限を妨げるものではありません。
6. 乙は乙丙間にて事務代行の終了を合意したときは、その旨を甲に対して書面にて通知します。書面による通知によらなければ、乙は丙による事務代行の終了を甲に対抗できません。
7. 本追加条項により丙が実施する事項については、本契約の各条項にもとづき乙が責を負うものとします。

以上

EP (Electronic Partnership) の利用に関する追加条項

甲と乙は、乙が甲に提供する EP (Electronic Partnership) の利用に関し、以下のとおり同意します。

第1条 (EP の利用に関する同意)

甲および乙は、対象機械 (以下「機械」という。) において本追加条項に定める条件で EP (Electronic Partnership) を利用することに同意します。

第2条 (定義)

1. 「EP」とは、「機械」の使用状況に関する情報を、乙が通信を利用して取得するシステムをいいます。
2. 「EP-BB」とは、甲のイントラネット (プロキシサーバ等を含む) を経由し、「EP」を提供する機能のことをいいます。
3. 「EP-DX」とは、FAX 回線を使用して「EP」を提供する機能のことをいいます。
4. 「EP 通信装置」とは、「EP-BB」または「EP-DX」機能を持たない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な乙製の通信装置 (「EPnet-BOX」、「3Gnet-BOX」) の総称とします。

第3条 (「EP」の利用目的・乙が取得する情報項目)

1. 乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できない状態に加工した後に利用する場合があります。
2. 乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
3. 乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の取得情報のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が情報項目の一部を取得できない場合があることを承諾します。

EP の種類	利用目的	取得情報
「EP-DX」	(1)「機械」のメーターカウンターの遠隔自動検針 (2)上記メーターカウンにもとづく料金の請求	<ul style="list-style-type: none"> ・「機械」の各種メーターカウント値 ・「機械」の使用消耗品交換などの情報 ・故障自動監視 ・「機械」に登録された FAX 自局 ID (EP-DX のみ)
「EPnet-BOX」 「3Gnet-BOX」	(3)「機械」のリモート保守 (4)消耗品の配送	<ul style="list-style-type: none"> ・「機械」の各種メーターカウント値 ・使用消耗品交換、補給等の情報
EP-BB	(5)「機械」の品質改善 (6)乙から甲に対する各種提案	<ul style="list-style-type: none"> ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のための「機械」の情報 ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のため、甲が「機械」に登録した情報から必要な部分のみ抽出した情報

第4条 (「EP 通信装置」の貸与)

乙は、「EP-DX」機能を持たない「機械」については、「EP 通信装置」等の機材を甲に無償で貸与します。「EP 通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP 通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第5条 (「EP」利用時の費用負担)

1. 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
 - (1) 公衆回線へのアクセス可能な回線の確保
 - (2) 設置・維持に必要な電源工事、構内回線工事等および電気料金
2. 「EP」の利用に必要な公衆電話回線の通話料は乙が負担します。
3. 甲は、「EP 通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知するものとします。

第6条 (「EP」利用時の注意点)

甲は、下記の「EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願い」に記載された内容を理解し、承諾したことを確認します。

第7条 (「EP」の利用中止)

1. 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
2. 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP 通信装置」一式を乙に返却します。

EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願い

1.「EPnet-BOX type W2」および「3Gnet-BOX」ご使用にあたっての制限事項

「EPnet-BOX type W2」および「3Gnet-BOX」(以下、「本機械」といいます) は無線通信機能を有しますので、ご使用いただく場合、一般の携帯電話と同様の制限事項があります。

- ① 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器を装着されている場合は、「本機械」または「本機械」の無線装置部分から 22cm 以上離れて携帯および使用してごください。電波により埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器の動作に影響を与える場合があります。
- ② 航空機内や病院など、使用を禁止された区域では、「本機械」の設置および使用は許されません。電子機器や医用電気機器に影響を及ぼす場合があります。医療機関内における使用については各医療機関の指示に従ってください。また、航空機内などの使用を禁止されている場所で「本機械」を使用した場合、法令により罰せられる場合があります。
- ③ 医療機関の屋内では次のことを守って使用してください。
 - ・手術室、集中治療室 (ICU)、冠状動脈疾患監視病室 (CCU) には「本機械」を持ち込まないでください。
 - ・病棟内では、「本機械」を使用しないでください。
 - ・ロビーなどであっても、付近に医用電気機器がある場合は、「本機械」を使用しないでください。
 - ・医療機関が個々に使用禁止、持ち込み禁止などの場所を定めている場合は、その医療機関の指示に従ってください。
- ④ 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器以外の医用電気機器を「本機械」の近傍で使用される場合には、電波による影響について個別に医用電気機器メーカーなどにご確認ください。電波により医用電気機器などの動作に影響を与える場合があります。

2.「EP-DX」ご使用にあたってのお願い事項

「EP-DX」を装着した機械と弊社システムがデータ通信している間、機械の操作画面に、次の案内が表示される場合があります。データ通信中は、データ通信が優先的に処理され、データ通信が完了しますと、操作画面の案内表示が消えます。データ通信は通常 5 分程度で完了いたしますが、操作画面にデータ通信中の案内が表示されている際には少々お待ちいただき、操作画面の案内表示が消えたことをご確認の上、機械をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<EP-DX 表示例 1>

リモートメンテナンス、または
リモートサービス中です。

<EP-DX 表示例 2>

リモートメンテナンス中です。

以上